

議案第 23 号

専決処分の承認を求めることについて（5）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会に報告し、その承認を求める。

平成 29 年 6 月 13 日提出

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

(別 紙)

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分する。

平成 29 年 3 月 31 日

埼玉県羽生市長 河 田 晃 明

羽生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

羽生市国民健康保険税条例（昭和29年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同条第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の羽生市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。